

平成 18 年 4 月 12 日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

岐阜県警察本部庁舎危険物一般取扱所予防規程の制定について

岐阜県警察本部庁舎の危険物一般取扱所について、予防規程を別添のとおり制定し、平成18年4月12日から施行することとしたので、その適正な運用に努められたい。

別添

岐阜県警察本部庁舎危険物一般取扱所予防規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第14条の2の規定に基づき、岐阜県警察本部庁舎(以下「本部庁舎」という。)の危険物一般取扱所である非常用自家発電設備(以下「取扱所」という。)における危険物の取扱作業その他防火管理に必要な事項について定め、もって火災、危険物の流出、震災時の災害等の発生を防止することを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この規程は、別図に示す取扱所の区域について適用する。

2 取扱所の危険物施設は、次のとおりとする。

危険物施設	類・品名	最大数量	指定数量の倍数	備考
一般取扱所 平成17年2月15日 第10378号	第4類 第2石油類 (灯油)	13,320リットル 555リットル/h×24時間	13.3倍	非常用発電機

(遵守義務)

第3条 取扱所に入入りする全ての者は、この規程を遵守しなければならない。

(告知義務)

第4条 防火管理者(岐阜県警察防火管理者規程(平成5年4月1日付け岐阜県警察訓令第12号)第3条に定める者をいう。以下同じ。)は、取扱所に入入りする全ての者に、この規程を告知し、遵守させなければならない。

(規程の改正)

第5条 この規程の改正をしようとするときは、危険物保安監督者(以下「保安監督者」という。)及び危険物取扱者の意見を尊重し、火災予防上支障のないようにしなければならない。

2 防火管理者は、この規程を改正したときは、岐阜市長に変更の申請を行い認可を受けなければならない。

第2章 保安管理組織

(保安管理組織)

第6条 本部庁舎における危険物の安全管理を円滑、かつ効果的に行うための管理組織は次のとおりとする。

- (1) 防火管理者
- (2) 保安監督者
- (3) 危険物取扱者

2 防火管理者は、保安監督者が旅行、疾病、事故等によりその職務を行うことができない場合に備えて、その職務を代行する者を甲種又は乙種危険物取扱者の中から、あらかじめ指定するものとする。

(防火管理者の責務)

第7条 防火管理者は、保安監督者以下を指揮し、保安上必要な業務を適切に行うとともに、取扱所の適正な維持管理に努めなければならない。

(保安監督者の責務)

第8条 保安監督者は、消防法令の基準に適合するよう、この規程の定めるところにより取扱所の保安の維持確保に努めなければならない。

(危険物取扱者の責務)

第9条 危険物取扱者は、消防法令の基準に適合するよう、保安監督者の指示を受け、この規程の定めるところにより危険物の貯蔵及び取扱作業における保安の維持確保に努めなければならない。

(自衛消防組織)

第10条 自衛消防隊の編成は、岐阜県警察本部庁舎消防計画（平成28年7月11日付け装施第686号）第7に定める自衛消防隊組織の設置等によるものとする。

第3章 危険物の取扱いの基準

(危険物の取扱い基準)

第11条 危険物の取扱いに当たっては、消防法令に定めるもののほか、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 危険物取扱者以外の者が取り扱う場合は、甲種又は乙種危険物取扱者が必ず立ち会うこと。
- (2) 移動タンク貯蔵所からの荷下ろし作業は、危険物取扱者が必ず立ち会い、危険物の種類及び数量を確認し、危険物が漏れ、あふれ又は飛散しないよう常に監視すること。
- (3) 火気及び火花を発生させるおそれのある機械器具等は、みだりに使用しないこと。
- (4) 取扱いに支障となるような物件をみだりに置かないものとし、常に整理整頓に努めること。
- (5) 危険物の取扱工程における危険要因の把握に努め、当該危険要因の排除対策を講ずること。

第4章 施設及び設備の管理

(定期点検の基準)

第12条 防火管理者は、危険物施設の構造及び設備を適正に維持管理するため、法第10条第4項に定める技術上の基準により、危険物取扱者に点検を行わせなければならない。

(異常時の措置)

第13条 危険物取扱者は、点検で異常を発見した場合は、直ちに応急の措置を講ずるとともに、防火管理者に報告しなければならない。

2 防火管理者は、前項の報告を受けた場合は、速やかに改善の措置をとらなければならない。

(記録の保存)

第14条 危険物取扱者は、第12条に定める点検を行ったときは、点検記録簿を作成し、これを3年間保存しなければならない。

(危険物施設の工事)

第15条 防火管理者は、危険物施設の改修、補修等の工事を行うときは、事前に工事計画、工事内容、安全対策等について、保安監督者と十分打合せを実施しなければならない。

2 保安監督者は、前項の工事が安全かつ適正に行われるよう立ち会うものとする。

3 施工に当たっては、危険物の取扱工程における危険要因の把握に努め、当

該危険要因の排除対策を講ずること。

(工事記録の保存)

第16条 防火管理者は、前条の工事ごとに工事経過及び内容を記録し、3年間保存しなければならない。

第5章 災害対策

(消防機関等への通報)

第17条 火災、危険物の漏えい又は流出その他の事故(以下「火災等」という。)を発見した者は、直ちに防火管理者及び消防機関へ通報しなければならない。

(緊急措置)

第18条 防火管理者は、火災等が発生した場合は、自衛消防隊長の指揮の下に、直ちに初期消火、避難誘導、消防機関への通報、危険物の流出防止等の措置を行わなければならない。

2 防火管理者は、危険物が本部庁舎外に流出、又は可燃性蒸気が拡散するおそれがあるときは、周辺の住民、通行人等に対して火気の使用の禁止等必要な協力を求めるとともに、危険物の流出及び拡散の防止、回収等の応急措置を行わなければならない。

(地震発生時の措置)

第19条 本部庁舎において地震が発生したときは、何人も直ちに危険物の取扱作業並びに火気設備及び器具の使用を中止しなければならない。

2 施設の使用再開に当たっては、十分な点検を行い、安全を確認すること。

3 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)に規定する地震警戒宣言発令時には、別表に定める任務分担により活動するものとする。

第6章 教育訓練

(保安教育)

第20条 保安監督者は、取扱所に関係する者に対し保安教育を実施しなければならない。

(保安教育の内容)

第21条 教育の内容は、次のとおりとする。

- (1) 保安意識
- (2) 関係法令
- (3) 危険物の防火及び防爆知識
- (4) 災害発生時の措置
- (5) その他保安関係規程、基準類

(訓練)

第22条 保安監督者は、危険物の取扱作業の緊急停止、危険物の拡散防止、消火訓練等を行うものとする。

附 則(平成18年4月12日付け装施第432号)

この規程は、平成18年4月12日から施行する。

附 則(平成29年8月22日付け装施第696号)

この規程は、平成29年8月22日から施行する。

別表 大規模地震警戒宣言発令時の任務分担

任務区分	任務内容	責任者
計量器等の点検	<ul style="list-style-type: none"> ・計量器の固定の確認を行う。 ・消火器、防災資機材等を点検し、必要箇所への配置を行う。 ・定期点検箇所の再確認を行う。 	保安監督者
火気使用設備等の点検	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として火気の使用を停止する。 ・ガスの元栓の閉鎖及び可燃物の整理状況について確認する。 	防災センター 点検責任者
建築物等の点検	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口、階段等に障害物がないか確認する。 	庁舎管理室 警備職員
活動体制の確立等	<ul style="list-style-type: none"> ・休日・夜間等は関係者を召集し、緊急時に対応可能な体制を早期に確立する。 ・その他、岐阜県警察大震災警備実施計画の定めによる。 	防火管理者